第２期 鞍手町地域福祉活動計画

令和３年度～令和７年度

鞍手町地域福祉活動計画策定・評価委員会

社会福祉法人　鞍手町社会福祉協議会

第２期鞍手町地域福祉活動計画

令和３年度～令和７年度

はじめに

鞍手町社会福祉協議会　会長　あいさつ

近年の社会情勢を踏まえ、社会福祉の諸制度においても目まぐるしい変化が生じています。このような状況下にありながらも、鞍手町社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。社会福祉協議会の活動を通して、住民活動と総合的な支援サービス運用の２つが、よりよい地域づくりを行う上でとても重要な要素であることを再確認しました。つまり、地域（住民）の福祉力と福祉（サービス）の地域力 ― この２つが合わさることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりの力となるのです。

このことは、前回の「鞍手町地域福祉総合計画」の策定時の平成 27 年頃には、すでに国によって示されていました。そうしたことから、初めての地域福祉活動計画を策定すべく、平成 27 年度に「鞍手町地域福祉活動計画策定委員会」を立ち上げ、行政計画と一体となった「鞍手町地域福祉総合計画」を策定いたしました。

そして、前回の計画策定から５年が経過した今回、鞍手町においては、鞍手町地域福祉総合計画の流れを踏まえ、行政計画である「地域福祉計画」と住民活動計画である「地域福祉活動計画」を策定することとなりました。本計画は後者にあたる計画で、地域住民自身がどのようなまちを目指し、そのためにどのような活動を地域で行っていくのか、について示したものです。

本計画の策定期間中にも、新型コロナウイルスという、新興感染症としては、

近年類を見ないほどの拡がりを見せた感染症に直面し、今もなお、その収束の目途は立っていません。この未知なる感染症の拡大により、人と人とのつながりが分断され、そのことは社会福祉 ― 特に地域福祉にとって、大きな爪痕を残したと考えています。

計画の推進にあたっては、先述した社会情勢の変化により、従来の方法が通用しないこともあるかもしれません。しかしながら、委員の皆様の意見から策定された本計画からは、いかなる社会情勢になろうとも、住民誰もが住みやすい、やさしいまちにしていくのだという、強く、揺るがない想いを感じました。私たち社会福祉協議会としましても、こうした状況に負けることなく、住民の皆様と一緒に考え、これまでと変わらず、活動推進のお力添えができればと存じます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました委員の皆様、並びに関係各位のご協力に対し、心より感謝と御礼を申し上げます。

社会福祉法人　鞍手町社会福祉協議会

会長　由衛　久子

目次

第１章　第２期鞍手町地域福祉活動計画の策定

第１節　計画策定の背景 …… 1

第２節　計画の推進にあたって …… 3

第２章　計画の理念と全体像

第１節　計画理念 …… 5

第２節　計画の骨組み …… 6

第３節　本計画の全体像 …… 7

第３章　目標と具体的取り組み

第１節　理念実現のための「目標」と４つのキーワード …… 9

第２節　目標Ⅰ．必要な人財 …… 10

第３節　目標Ⅱ．必要な場 …… 13

第４節　目標Ⅲ．必要な仕組み …… 16

資料

■用語集 …… 20

■４つの窓①鞍手町の良いところ、②鞍手町に不足しているところ …… 21

■策定経過 …… 23

■策定委員名簿 …… 24

■策定委員要綱 …… 25

第１章　第２期鞍手町地域福祉活動計画の策定

第１節　計画策定の背景

今から約５年前の平成27年度、鞍手町社会福祉協議会が事務局となり、地域福祉活動計画策定委員会を立ち上げ、『鞍手町地域福祉総合計画』を策定しました。これは、行政計画である地域福祉計画との一体策定で、平成28年度から平成32年（令和２年）度までの５か年計画となっています。

今回、町行政では、令和２年度に策定委員会を立ち上げ、第２期目となる地域福祉計画が策定されました。前回の計画策定以降、社会福祉法の改正が行われ、地域福祉に関するさまざまな項目が変更されました。その中でも、地域福祉計画に関しては、複合化する一人ひとりの課題やニーズに対応すべく、「盛り込むべき事項」が示され、さらに、地域福祉計画がその他各福祉分野の計画の上位計画として位置づけられることになりました。また、改正された社会福祉法の中では、地域福祉の推進は、「地域住民が主体」であることが明文化されました。そのことは、地域住民が主体として地域福祉を推進していけるようにすることが自治体の義務として示されたことを意味していると言えます。加えて、１期目の計画時に見越していた「地域包括ケアシステム」から、より多機関他分野との連携を目指した「重層的支援体制整備事業」が打ち出されました。

今回の地域福祉活動計画策定にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大・それに伴う緊急事態宣言の発令等により、第１回目の会議開催時期がずれ込み、年度中に十分な協議を行うだけの会議が開催できませんでした。本計画は、住民と鞍手町の福祉に関わる人々が手を携えて、よりよい鞍手町の福祉を目指すためのもので

す。現状把握や十分な意見交換、共通認識が図れなければ、文字通り「計画倒れ」になりかねません。こうしたことから、策定委員の皆様の合意のもと、当初の予定を変更し、時間をかけ、十分な協議を行いながら計画を策定することにいたしました。

　こうした背景から、今期の活動計画は、行政計画である地域福祉計画と分けて策定することになりましたが、同じ鞍手町の地域福祉を推進していく計画として、町の地域福祉計画と連動性を保つこととしています。

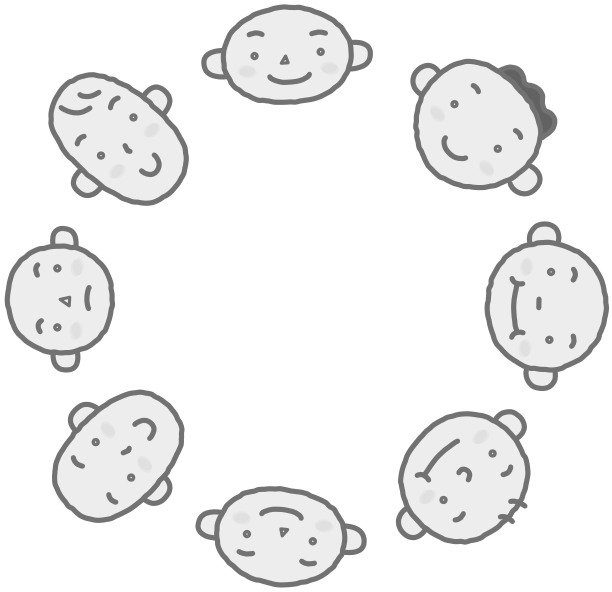

第２節　計画の推進にあたって

社会福祉法の改正により、地域福祉推進の主体が地域住民であると明文化されたことは、第１節で述べました。これは、社会福祉法第４条に記載されている内容であり、具体的には、福祉や介護をはじめとしたさまざまな課題を抱えた人々が孤立することなく、あらゆる分野の活動に参加できるよう、地域住民と関係機関とが連携し解決を図る、といった内容が示されています。これは、どんな人も社会的に孤立することなく、あらゆる活動に参加する機会が確保されるよう皆で支え合おうということとも言い換えられます。

前回の計画策定後の平成29年７月には、九州北部豪雨が発生しました。鞍手町においても身の危険を感じるほどの激しい豪雨に見舞われ、避難された方も少なくなかったでしょう。そうした中で、近隣同士の普段からのつながりの大切さを再認識した方々も多かったのではないでしょうか。こうした経験から、今回の計画には、災害時の助け合い、またそこにつながる普段からの支え合いの大切さに触れた意見も出されています。

未だ収束の見えない新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人との関わりを分断しました。しかしながら、福祉の推進は、人と人との関わり合い無くしては非常に難しいものがあります。第２期目の活動計画推進にあたっては、「with コロナ」の視点も合わせながら、進めていく必要があります。

なお、今期の計画は、先述のとおり新型コロナウイルスの感染拡大等の影響から、策定に時間を要することとなりましたが、計画期間は町の地域福祉計画と同様、令和７年度までとします。

第２章　計画の理念と全体像

第１節　計画理念

理念

みんなで思いやり支え合う、安心して暮らせるまちづくり

第１期目の地域福祉活動計画である、「地域福祉総合計画」の「『思いやり』の気持ちを、住民一人ひとり、各専門機関、行政がそれぞれ持ち、支え合うことで誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくり」を目指した理念を今期活動計画でも引き継ぎます。

策定が法的努力義務とされている地域福祉計画の２期目も本理念を引き継いでいます。

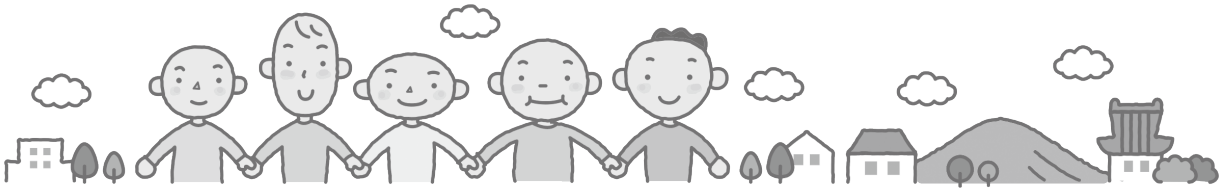

第２節　計画の骨組み

本計画策定にあたり、委員会では、ワークショップ「４つの窓」を実施しました。このワークショップでは、①今の鞍手町の良いところ、②今の鞍手町に足りないところ、③理想の鞍手町、④理想に近づくために自分たちにできること、を各委員が思いつく限り、出し合いました。これにより、各委員がそれぞれの立場で見る・考える鞍手町の現状を共有しました。

本計画の理念は、③理想の鞍手町、から導き出されたものです。各委員から思い思いの理想像が出された結果を総合すると、１期目の理念に通ずるところが非常に多かったため、今期も上記理念を引き継ぐこととしました。

計画で掲げる理念は、地域の目指すべき姿と言えるでしょう。ワークショップとその後の会議を重ねる中で、その理想を実現させるための「人財」「場」「仕組み」が必要であるということが導き出され、これを本計画の実現のための「目標」としました。

この目標を達成するためには、住民一人ひとりが自分たちにできることを意識して生活することが大切です。それをキーワードとして４つに示しました。

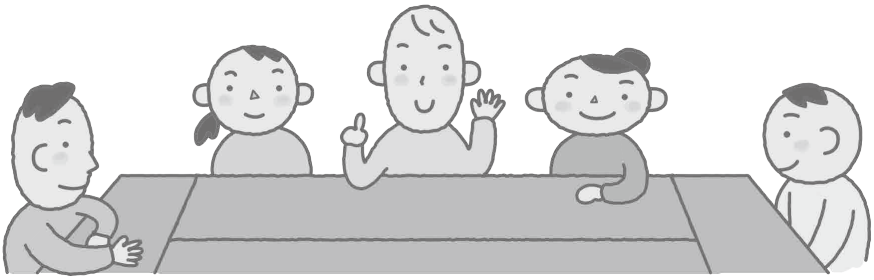

第３節　本計画の全体像

理念＝目指したい理想の姿

みんなで思いやり支え合う、安心して暮らせるまちづくり

目標が達成できれば

目標

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
必要な「人財」	必要な「場」	必要な「仕組み」

意識していけば

一人ひとりが意識する４つのキーワード「自分たちにできること」

①誰もが気軽に集える場づくり

②地域での支え合い

③地域活動を活性化させる

④地域と関係機関のパイプづくり

現状

良いところはさらに伸ばし、
不足しているところは補う

鞍手町に不足しているところ

鞍手町の良いところ